

## 第三次長野市地域福祉計画策定の進捗状況について

保健福祉部福祉政策課

### 1 計画の概要

#### (1) 地域福祉計画の策定

- ・ 社会福祉法第107条により、市町村が策定するもの
- ・ 平成23年度策定の第二次長野市地域福祉計画が平成27年度に終了するため、平成28年度を初年度とする「第三次長野市地域福祉計画」を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

- ・ 長野市総合計画の施策を具体化する計画
- ・ 本市における地域福祉推進の指針を示す。
- ・ 福祉サービスだけでは十分に対応できない地域でのさまざまな課題について、行政と住民、関係機関等が連携し、解決に向けて協働するための方向性を示す。

#### (3) 計画期間

- ・ 平成28年度から平成33年度までの6年間

### 2 計画策定体制

#### (1) 市民参加

- ・ 地域福祉の推進は市民の主体的な参加が前提となるものであることから、地域福祉に携わる様々な立場の方々37人を部会員とする市民参加によるワーキンググループ「市民企画作業部会」を組織する。
- ・ 「市民企画作業部会」は、生活課題を掘り起こし、類似した課題ごとに5つの分科会に別れ、課題の整理や必要な方策について検討し、全体会で調整を行い、3つの基本目標に沿った素案を作成する。

#### (2) 市民と行政との協働

- ・ 庁内関係課と長野市社会福祉協議会で長野市地域福祉庁内推進会議を組織し、「市民企画作業部会」と連携を図る。

#### (3) 事務局体制

- ・ 長野市福祉政策課
- ・ 長野市社会福祉協議会
- ・ 一般社団法人長野県社会福祉士会（計画策定支援業務委託受注業者）

別紙1「策定体制イメージ図」のとおり

### 3 計画策定状況

#### (1) これまでの主な経過

市民企画作業部会では、改めて、身近な地域の課題を抽出することから部会の活動を開始し、課題の整理を行い、類似した課題ごとに五つの分科会を立ち上げ、昨年10月の発足以来延べ16回に及ぶワークショップや打ち合わせを重ねました。

抽出した身近な地域課題とともに、第二次計画の中間評価により把握された課題を踏まえ、第三次計画で取り組む課題について検討を行い、別紙2のとおり基本施策（案）を作成した。

#### ■開催経過

第1回市民企画作業部会 平成26年10月6日（月）	○第三次長野市地域福祉計画の策定方針、市民企画作業部会の運営方針を説明 ○第二次長野市地域福祉計画に関する中間評価を説明
第2回市民企画作業部会 平成26年12月17日（水）	○計画策定手順及び策定スケジュールを説明 ○地域福祉計画への作業部会員の理解を深める講義開催 ○ワークショップによる身近な課題の抽出と課題のグループ分け
第3回市民企画作業部会 平成27年2月5日（木）	○まちづくりアンケート結果等の分析結果報告 ○5分科会に分かれて、課題の掘り下げを実施
市民企画作業部会 第1回分科会 平成27年2月19日（木） (以降、分科会に分かれて検討)	○前回の作業部会まで検討された課題と第二次計画計画に関する中間評価による課題から「あるべき姿」を検討
市民企画作業部会 第2回分科会 平成27年3月12日（木）	○第三次計画で取り組む課題について検討
市民企画作業部会 第3回分科会 平成27年5月1日（金）	○三次計画の基本施策（案）について検討

※この間に、第四分科会による単独分科会1回、正副部長会議及び幹事会9回を開催

#### (2) 今後のスケジュール

別紙3「第三次長野市地域福祉計画策定スケジュール」のとおり